**研究委託契約書**

　○○株式会社（以下｢甲｣という。）と学校法人東海大学（以下｢乙｣という。）は、甲が乙に委託して実施する研究（以下「本研究」という。）について、下記のとおり契約を締結する。

（本研究の研究題目）

1. 研究題目「 」

（研究期間）

1. 研究期間　　自　　　年　　月　　日　　　至　　年　　月　　日

本研究の中断・中止・延伸及び本計画の内容変更等については、別途甲乙協議するものとする。なお、乙は必要に応じ、本研究の研究計画内容等を記載した研究計画書を作成するものとする。

（研究実施責任者）

1. 東海大学　○○学部　○○学科　○○○○　（資格）

（研究経費等）

1. 研究費総額　　金　　　　　　円也（消費税額及び地方消費税額を含む）

内訳：直接研究費　\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*円

一般管理費　\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*円（直接研究費の15％）

甲は、上記研究費を、甲乙別途定める方法により、　　　　年　　月　　日までに乙に支払うものとする。

（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方である開示者よりあらかじめ秘密扱いであることを文書にて明示し提供された情報のうち、双方内容を確認の上秘密扱いであることに同意した情報および相手方よりあらかじめ秘密扱いであることを申し出た文書以外による情報のうち、双方内容を確認の上秘密扱いであることに同意し、議事録等に明示された情報について、本研究の期間中並びに本研究の完了後または研究中止後＿＿＿年間は秘密を保持し、相手方の事前の同意なしに、第三者に対して開示ないしは提供せず、本研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
2. 相手方から提供・開示を受ける以前に、公知であったもの。
3. 相手方から提供・開示を受ける以前に、既に自己が保有していたもの。
4. 相手方から提供・開示を受けた後、自己の責めによらないで公知となったもの。
5. 相手方から提供・開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の拘束なしに受領したもの。
6. 相手方から提供・開示を受けた後、自己に属する者が本契約とは全く無関係に独自に開　　発・取得したもの。

２　　本研究の成果の内、ノウハウ及びその秘密を保持すべき期間は、甲及び乙が協議の上、指定することができる。ただし、指定したノウハウ及び秘密を保持すべき期間は、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

（研究成果の報告）

1. 乙は、本研究が終了したときは、遅滞なくその結果を甲に報告する。

（研究成果の公表）

1. 甲及び乙は、第５条を順守した上で研究成果の公表等を行うことができる。ただし、研究成果の公表等を本研究の終了後１年経過前に行おうとする場合は、その内容を書面で相手方に通知し、相手方の書面による了解を得なければならない。この相手方の了解を必要とする期間については、甲及び乙が協議の上、変更することができる。

（産業財産権）

1. 甲及び乙は、本研究によって生ずる発明、考案、意匠権等の産業財産権については、甲及び乙の貢献度により協議の上、持分（甲乙それぞれの単独所有又は甲乙の共有）を決定するものとする。

２　　甲及び乙は、本研究による産業財産権取得の出願を共同で行うときは、産業財産権取得の出願に係る甲及び乙の持分等を定めた共同出願に関する契約を締結の上、行うものとし、その出願手続き等の費用に関しては、甲が負担するものとする。

３　　甲が、本研究により共同出願した当該産業財産権を商業的に実施する場合は、甲及び乙が協議の上、実施料の支払い等について定めた実施契約を締結することとする。

（契約の有効期間）

1. この契約の有効期間は、第２条に定める研究期間とする。ただし、第５条及び第７条の規定は、それぞれに規定する期間有効とし、第８条の規定は、産業財産権の対象発明等が保護され得る限り有効とする。

（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する「暴力団」及びその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないものとする。又、甲及び乙の主要な出資者又は役員等が反社会的勢力の構成員でないことを証明し、保証する。

２　　甲及び乙は、前項の規定を本研究遂行による附帯取引先等にも順守させる義務を負う。

３　　甲及び乙は、第２項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

４　　甲及び乙は、相手方が本条第１項に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

５　　前項の規定により契約解除となった場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責は負わないものとする。

（管轄裁判所）

1. 本契約に係る紛争に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議解決）

1. 甲及び乙は、本契約書に規定していない事項及び解釈上の疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を二通作成し、甲乙捺印のうえ、各一通を保有する。

年　　月　　日

甲　　○○県○○市○○

○○○○株式会社

契約締結者

○○　○○

乙　　東京都渋谷区富ヶ谷二丁目28番4号

学校法人　東海大学

契約締結者

東海大学学長　○○　○○